



活水器の質問について 1

「ここで言う「活水器」とは、磁石などを使用して、水の性質が変わると説明している装置です。

時々、それを通した水についての「質問をいただきますが、他社様の製品でもあり、きちんとした資料をもとにしたお話をしなければ、逆に迷惑をかけることとなります。

そう考えて、個人的な感想をお話することも、控えていましたが、このところ質問が多くなっていますので、平成17年2月の東京都生活文化局の報道発表の資料を掲載します。
参考にしてください。

全文はこちら <http://www.metro.tokyo.jp>

消費者の健康志向などを背景に、「磁気等を利用して水道水のクラスターを小さくし、おいしい水に変える」など、一見、科学的な根拠に基づくかのような効果・性能をつたう商品が「活水器」等の名称で販売されています。

東京都では、こうした「活水器」について、景品表示法の観点から調査を実施し、表示に関する科学的視点からの検証を行いました。その結果等について報告します。

調査・検証の概要

1. 調査対象：「活水器」に係る表示 5件（通販カタログ表示1件、インターネット表示4件）
2. 調査方法：事業者に対し、表示の客観的根拠等について法に基づく報告の徴収等を行い、事業者からの回答について、専門家の助言を得ながら科学的視点から検証を行った。

調査・検証期間

平成16年2月から平成17年1月まで

表示内容 根拠とする提出資料 評価結果

表示	資料	評価	資料	結果	評価	資料	結果
「強力な磁場を通り遠赤外線を投射されることにより、クラスター（水分子集団）が小さくなると考えられています」	強力な磁力線に対し水が直角に流れた場合、電気が発生する。磁石は発電機の役割を果たす。遠赤外線放射可能な特殊セラミックが、共振・共鳴反応を起こさせ、水分子の結合を分離しやすくする。	提出された資料は、出典も明らかでなく、表示の根拠となる客観的事実とは認められない。	NMR確認試験結果により、活水器処理水の半値幅は水道水よりも小さくなっていることは水のクラスターが小さくなったことを示していると説明。	NMR確認試験結果をもってクラスターが小さくなったことの証明とすることは、一般的に認められていない。活水器処理水のpHが不明なこと（半値幅は、水のpHが変わると変化する）、通常の使用方法とは異なりゴムホースに商品をセットしていることなどから、試験結果は、表示の根拠となる客観的事実とは認められない。	「今の水道水は、汚染物質のため、水の分子集団が50〜60、時には100個を超え、ネットワークの組み替えや振動が起これらなくなっています。処理水のクラスターは小さく5〜6個の分子が集団を作り、激しく組み替わっています」	「クラスターの大きさとイコールではない」としながら「NMR核磁気共鳴スペクトルの測定及び水ピーク半値幅の算出結果」等を提出。	「NMR核磁気共鳴スペクトルの測定及び水ピーク半値幅の算出結果をもってクラスターが小さくなったことの証明とすることは、一般的に認められていない。」

（注）表の文章は原文のままですが、スペースの都合で省略した部分があることをご理解ください。これは東京都生活文化局の見解で、弊社が活水器を中傷するものではありません。

最後に東京都生活文化局では、このようにまとめられています。

消費者の健康志向の高まりなどを受けて、商品やサービスについて、一見、科学的な根拠に基づいて、さまざまな効果・性能があるかのように表示しているものが多くみられる。しかし、今行った「活水器」の表示に関する調査・検証結果において、次の3点が認められた。

1 現時点で行われている試験結果からは、「水のクラスターが小さくなる」と結論付けることはできない。こうした中で、「水のクラスターが小さくなる」と等と断定的に表示することは、客観的事実に基づいたものとは認められない。

2 「活水器」の様々な効果・性能に係る表示については、クラスターが小さくなることとの関連性が不明確であり、表示の根拠として提出された資料は客観的事実に基づくものとは認められなかった。

3 インターネットを利用した通信販売事業者の中には、取扱商品について十分な情報や根拠を持たないまま、表示を行っているものがある。

このような表示は、その商品について実際のものよりも著しく優良であると消費者に示すことにより、不当に顧客を誘引するものであり、景品表示法が禁止する不当表示に該当するおそれがある。

消費者は、一見、科学的な根拠に基づくかのように見える効果・性能をつたった表示であっても、これをうのみにせず、多角的に情報を収集したり、東京都消費総合生活センターに相談したりなどして、商品・サービスを合理的に選択していく必要がある。